

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（橋桁）
発生日時	平成28年8月9日 21時49分ごろ
発生場所	高知県高知市の堀川に架かる鏡川大橋 葛島 ^{かづら} 四等三角点から真方位269° 1,330m付近 (概位 北緯33° 33.3′ 東経133° 33.3′)
事故の概要	プレジャーボート ^{サンチャゴ} SUNCHAGOは、上流に向けて航行中、鏡川大橋の橋桁に衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SUNCHAGO、5トン未満（長さ6.34m） 291-35690高知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 操舵室窓ガラスに破損等 鏡川大橋 橋桁に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人9人を乗せて上流に向けて航行中、過去の経験から鏡川大橋の下を航行できると思い、航行を続けていたところ、同橋の橋桁に衝突した。
分析	本船は、船長が、過去の経験から鏡川大橋の下を航行できると思い、同橋の橋桁の高さを確認しなかったことから、同橋桁が本船の船体構造物よりも低いことに気付かずに鏡川大橋の下を航行し、同橋の橋桁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、鏡川大橋の橋桁の高さを確認しなかったため、同橋の橋桁が本船の船体構造物よりも低いことに気付かずに鏡川大橋の下を航行し、本船が同橋の橋桁に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・橋の下を通航するときは、橋桁の高さを確認すること。